

新たな住宅セーフティネットの構築について

福島県居住支援協議会

住宅確保要配慮者^{*}については、例えば単身高齢者について今後 10 年間で 100 万世帯の増加が見込まれるなど、安心して暮らせる住宅の確保を可能とする住宅セーフティネット機能の強化が重要な政策課題となっています。一方、住宅ストックの状況については、空き家等が多く存在し、引き続き増加が見込まれていることから、こうした空き家等の有効活用が課題となっております。このため、空き家等を活用した住宅セーフティネット機能の強化を図る必要があり、民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化するための「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（住宅セーフティネット法）」が、今秋に施行されます。

この度、福祉・住宅連携会議の特別講演として、法改正に関わられた国土交通省住宅局長の伊藤明子様にご講演をいただく機会を得ました。福祉・住宅に携わる行政機関の皆様始め、住宅確保要配慮者の支援をされている民間団体の方々にご聴講いただきますようご案内いたします。

※ 高齢者、低額所得者、子育て世帯、障害者、被災者等の住宅の確保に特に配慮を要する者

- 日 時： 8月2日（水） 14：00～
- 場 所： 福島市こむこむ わいわいホール
- 講 演： 15：30～16：30
- 講演者： 国土交通省 住宅局長 伊藤 明子 氏
- 演 題： 新たな住宅セーフティネットの構築について
～福祉と住宅の連携に向けて～



【講師略歴】

1962年生まれ。1984年京都大学工学部建築学科卒、同年建設省入省。住宅局、都市局、宝塚市役所、内閣官房都市再生本部事務局等を経て2010年国土交通省住宅局住宅総合整備課長、2012年住宅局住宅生産課長、2014年内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局次長兼内閣府地方創生推進室次長、2016年国土交通省住宅局大臣官房審議官（住宅局担当）、2017年7月より現職。



- 参加費：無料
- 福祉・住宅事業従事者聴講募集：50名程度(定員到達締切)

申込方法：①または②のいずれかの方法でお申込みください。

①電 話 福島県耐震化リフォーム等推進協議会 ☎：024-563-6213（月～金 9～17時）

②FAX 024-529-5274 以下にご記入の上、この用紙をFAXでお送りください。

※受講票は発行致しませんので、直接会場にお越しください。（駐車場はございません。）

※個人情報第3者に開示・提供は致しません。

FAX申込書

氏名（代表者）	人数	電話番号（代表者）	FAX番号（代表者）
	人	— —	— —
<input checked="" type="checkbox"/> 印を付けてください。 <input type="checkbox"/> 福祉事業者 <input type="checkbox"/> 住宅事業者 <input type="checkbox"/> 不動産事業者 <input type="checkbox"/> 他（ ）			